

平成 21 年度船員災害防止実施計画（案） 骨子	平成 20 年度船員災害防止実施計画 骨子																								
<p>I 船員災害の減少目標</p> <p>1. 死傷災害 船員災害としての船種別死傷発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は次のとおりとする。</p> <table data-bbox="263 443 566 555"> <tr> <td>一般船舶</td> <td>4%減</td> </tr> <tr> <td>漁 船</td> <td>6%減</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>5%減</td> </tr> </table> <p>2. 疾 病 船員災害としての疾病の年齢階層別の発生率（年間千人率。）の目標（対前年度比）は年齢階層別ごとに4%減とする。これに伴い、船種別疾病発生率は次のとおりとする。</p> <table data-bbox="263 846 566 958"> <tr> <td>一般船舶</td> <td>1%減</td> </tr> <tr> <td>漁 船</td> <td>4%減</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>2%減</td> </tr> </table> <p>II 船員災害防止に関し重点をおくべき船員災害の種類</p> <ol data-bbox="177 1081 783 1473" style="list-style-type: none"> 1. 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止 2. 多発する転倒、はさまれの防止 3. 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策 4. 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実 5. 生活習慣病の予防 6. 石綿（アスベスト）による健康被害対策 7. 海難防止対策等による死傷災害の抑制 <p>III 船員災害防止のための主要な対策</p> <ol data-bbox="177 1563 783 2105" style="list-style-type: none"> 1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進 船舶所有者等の船内労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理の自主的な取組みを促進すること及び団体安全衛生委員会や船員災害防止のための協議会等の活動を促進すること等に配慮して次に掲げる船員災害防止活動を行うこと。 (1) 作業基準等の確認と船員の意識向上を図ることにより船員労働安全衛生規則等遵守すること、陸上の労務監理部門においてリスク低減対策の推進及び安全衛生 	一般船舶	4%減	漁 船	6%減	全 体	5%減	一般船舶	1%減	漁 船	4%減	全 体	2%減	<p>I 船員災害の減少目標</p> <p>1. 死傷災害 船員災害としての船種別死傷発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は次のとおりとする。</p> <table data-bbox="933 443 1236 555"> <tr> <td>一般船舶</td> <td>4%減</td> </tr> <tr> <td>漁 船</td> <td>6%減</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>5%減</td> </tr> </table> <p>2. 疾 病 船員災害としての疾病の年代別発生率（年間千人率）の目標（対前年度比）は4%減とする。これに伴い、船種別疾病発生率は次のとおりとする。</p> <table data-bbox="933 801 1236 913"> <tr> <td>一般船舶</td> <td>1%減</td> </tr> <tr> <td>漁 船</td> <td>4%減</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>2%減</td> </tr> </table> <p>II 船員災害防止に関し重点をおくべき船員災害の種類</p> <ol data-bbox="847 1081 1453 1429" style="list-style-type: none"> 1. 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止 2. 多発する転倒、はさまれの防止 3. 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策 4. 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実 5. 生活習慣病の予防 6. 石綿（アスベスト）による健康被害対策 <p>III 船員災害防止のための主要な対策</p> <ol data-bbox="847 1563 1453 2105" style="list-style-type: none"> 1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進 船員派遣事業における派遣船員に係る安全衛生管理について、派遣元と派遣先が十分な安全衛生教育を実施するほか、船員災害防止協会等が実施する講習の積極的な活用^{（注）}に努めること及び団体安全衛生委員会や船員災害防止のための協議会等の活動を促進すること等に配慮して次に掲げる船員災害防止活動を行うこと。 (1) 作業手順等の確認と船員の意識向上を図ることにより船員労働安全衛生規則等を遵守することにより安全基準、衛生基準、作業基準等の徹底すること。 	一般船舶	4%減	漁 船	6%減	全 体	5%減	一般船舶	1%減	漁 船	4%減	全 体	2%減
一般船舶	4%減																								
漁 船	6%減																								
全 体	5%減																								
一般船舶	1%減																								
漁 船	4%減																								
全 体	2%減																								
一般船舶	4%減																								
漁 船	6%減																								
全 体	5%減																								
一般船舶	1%減																								
漁 船	4%減																								
全 体	2%減																								

教育の実施等を通じて安全基準、衛生基準、作業基準等を徹底すること。

(2) 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実

船員教育機関の乗船実習における安全衛生教育の充実強化を検討すること及び船長をはじめとする熟練船員による若年船員に対する積極的な安全衛生に係る指導を推進すること。

(3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施

① 団体安全衛生委員会・船員災害防止のための協議会等により、安全衛生パトロール班による安全衛生診断、安全衛生教育を実施すること等中小船舶所有者の組織的な活動を促進すること。

② 安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回により安全衛生を点検及び改善すること、船員災害防止協会等が実施する講習等の活用を努めること並びに派遣元は派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保するための事項を船員派遣契約に定めること等船員派遣事業における船員災害防止対策を推進すること。

(4) 船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及

国や船員災害防止協会を中心として船内労働安全衛生マネジメントシステムの普及を図るとともに、船舶所有者等の同システムによる安全衛生管理の取組みを促進するためのインセンティブについて検討する。

2. 死傷災害の防止

(1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進

① 一般船舶における死傷災害防止対策
ア 甲板及び通路等の清掃、床面へのマットの設置、用具の整理・整頓、階段への滑り止めの設置並びに保護靴の使用等の転倒防止対策を徹底すること。

イ ドア・ハッチ等の固定、機械等の運動部分へのおおい等の設置及び同時に複数の者が作業を行う場合にお

(2) 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実

船長をはじめとする熟練船員による若年船員に対する積極的な安全衛生に係る指導を推進すること。

(3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施

団体安全衛生委員会・船員災害防止のための協議会等により、安全衛生パトロール班による安全衛生診断、安全衛生教育を実施すること等中小船舶所有者の組織的な活動を促進すること。

(4) 船内労働安全衛生マネジメント制度の導入

国や船員災害防止協会が中心となって、自主的に同制度を導入しようとする船舶所有者等向けのガイドラインを平成20年度中を目途として作成し、普及を図る。

2. 死傷災害の防止

(1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策の推進

① 一般船舶における死傷災害防止対策
ア 甲板及び通路等の清掃、床面へのマットの設置、用具の整理・整頓、階段への滑り止めの設置並びに保護靴の使用等の転倒防止対策を徹底すること。

イ ドア・ハッチ等の固定、機械等の運動部分へのおおい等の設置及び同時に複数の者が作業を行う場合にお

いて十分な連携を図ること等のはさまれ防止対策を徹底すること。

② 漁船における死傷災害防止対策

ア 甲板及び通路等の清掃、床面へのマットの設置、通路等への転倒防止用ロープの設置、階段への滑り止めの設置等、漁具・漁網等の整理・整頓、突起物へのトラマークの表示及び被覆、漁撈作業時の長靴の使用等の措置を講ずること並びに船体の動揺が激しい場合は、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業を中止すること等により転倒防止対策を徹底すること。

イ 漁ろう装置等の点検、動力伝導装置等の運動部分へのおおい等の設置等の措置を講ずること、漁具・漁網の取扱いに関して細心の注意を払うこと、船体の動揺がある場合に船体構造物にはさまれるおそれがある場所に立ち入らないこと並びに同時に複数の者が作業を行う場合には、合図の励行を徹底すること等のはさまれ防止対策を徹底すること。

(2) 海中転落による死亡災害防止対策の推進

関係者の連携による船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底等に努めるほか、海中転落時の救助方法の改善方策を推進するとともに、次の防止対策を徹底すること。

① 海中転落のおそれのある作業等において作業用救命衣及び命綱を使用すること、寒冷海域で操業する漁船はイメージスーツの搭載を推進すること並びに使用しやすい作業用救命衣の開発と実用化を積極的に推進すること等

② げん梯・歩み板の使用の厳守、確実な取り付け及び夜間の十分な照明の実施、丈夫なげん梯・歩み板の使用、舷梯・歩み板の点検・整備・改善の実施、乗下船等に関する安全教育等の徹底並びに海中転落のおそれがある場所は使用時を除き閉鎖する措置を講ずること。

③ 漁具・漁網等の海中への投下又は引き上げ時に漁具・漁網等をまたぐことを避けること及び漁ろう作業に従事する者の服装は巻き込まれるおそれのな

いて十分な連携を図ること等のはさまれ防止対策を徹底すること。

② 漁船における死傷災害防止対策

ア 甲板及び通路等の清掃、床面へのマットの設置、通路等への転倒防止用ロープの設置、階段への滑り止めの設置等、漁具・漁網等の整理・整頓、突起物へのトラマークの表示及び被覆、漁撈作業時の長靴の使用等の措置を講ずること並びに船体の動揺が激しい場合は、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業を中止すること等により転倒防止対策を徹底すること。

イ 漁ろう装置等の点検、動力伝導装置等の運動部分へのおおい等の設置等の措置を講ずること、漁具・漁網の取扱いに関して細心の注意を払うこと、船体の動揺がある場合に船体構造物にはさまれるおそれがある場所に立ち入らないこと並びに同時に複数の者が作業を行う場合には、合図の励行を徹底すること等のはさまれ防止対策を徹底すること。

(2) 海中転落による死亡災害防止対策の推進

関係者の連携による船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底等に努めるほか、海中転落時の救助方法の改善方策を推進するとともに、次の防止対策を徹底すること。

① 海中転落のおそれのある作業等において作業用救命衣及び命綱を使用すること、寒冷海域で操業する漁船はイメージスーツの搭載を推進すること並びに使用しやすい作業用救命衣の開発と実用化を積極的に推進すること等

② 適切な歩み板の使用の厳守、確実な取り付け及び夜間の十分な照明の実施、乗下船等に関する安全教育等の徹底並びに海中転落のおそれがある場所は使用時を除き閉鎖する措置を講ずること。

③ 漁具・漁網等の海中への投下又は引き上げ時に漁具・漁網等をまたぐことを避けること及び漁ろう作業に従事する者の服装は巻き込まれるおそれのな

いものとする事等

- ④ 荒天時には、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わないこと、波浪の大きいときは看視員を配置して危険を及ぼす状態について警告等を行うこと及び漁業協同組合等の団体で荒天時における漁ろう作業の取りやめ等についての安全基準等を設けること等
- ⑤ 安全ネットの使用の励行、救命器具の適正な配置、停泊中は船体の前後に呼び笛等をつけた浮環を水面までにつるすこと及び呼び笛の常時携帯に努めること並びに海中転落救助訓練を行うこと等

(3) 高年齢船員の心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策の推進

「慣れ」を排し、作業の際は準備運動の日常化に心がけ、腰痛防止ベルト等を着用し、適正な姿勢を確保をすること並びに作業手順及び作業配置を明確にし、指揮者の下で互いに協力する意思の醸成を図ること並びに甲板及び階段等に適宜滑り止め等を施し、さらに必要な箇所の照明を明るくするなど船内環境の整備に努めること等

(4) 死傷災害に係るリスク低減対策の推進

死傷災害に関する情報収集や調査分析を行い再発防止策を策定すること、作業に関する安全性の向上について検討し、定期的に再発防止対策を点検・改善すること、作業前ミーティングを確実に行うとともに、ヒヤリ・ハット事例の収集やKYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）の導入・活用、中小船舶所有者を中心として自主的に船内安全衛生委員会によりチェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する活動を推進すること等

3. 生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進

(1) 生活習慣病の予防対策

いものとする事等

- ④ 荒天時には、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わないこと、波浪の大きいときは看視員を配置して危険を及ぼす状態について警告等を行うこと及び漁業協同組合等の団体で荒天時における漁ろう作業の取りやめ等についての安全基準等を設けること等
- ⑤ 安全ネットの使用の励行、救命器具の適正な配置、停泊中は船体の前後に呼び笛等をつけた浮環を水面までにつるすこと及び呼び笛の常時携帯に努めること並びに海中転落救助訓練を行うこと等

(3) 高年齢船員の心身機能の変化に対応した死傷災害防止対策の推進

「慣れ」を排し、作業の際は準備運動の日常化に心がけ、腰痛防止ベルト等を着用し、適正な姿勢を確保をすること並びに作業手順及び作業配置を明確にし、指揮者の下で互いに協力する意思の醸成を図ること並びに甲板及び階段等に適宜滑り止め等を施し、さらに必要な箇所の照明を明るくするなど船内環境の整備に努めること等

(4) 死傷災害に係るリスク低減対策の推進

死傷災害に関する情報収集や調査分析を行い再発防止策を策定すること、作業に関する安全性の向上について検討すること、作業前ミーティングを確実に行うとともに、ヒヤリ・ハット事例の収集やKYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）の導入・活用を進めること等

(5) 運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策の実施、運航労務監理官による監査の充実等の着実な実施すること等により海難による死傷災害を抑制すること。

3. 生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進

(1) 生活習慣病の予防対策

健康教育の徹底、健康診断の受診及び健康相談、保健指導等の利用の促進並びに健康検査の結果や船員の健康状態を把握し、作業環境の整備や適正配置を行うなどの健康管理対策を推進すること。

検査や治療を中心とした対策に加え、自己管理の徹底、組織的な取組の支援によりメタボリックシンドロームの抑制を図ること。

食生活の改善について、船内で調理作業に従事する者に対する教育等を推進するとともに、適正な調理業務に関する新たな教材を検討し、作成すること。

訪船診療、巡回検診車等の積極的な利用を図ること及びS A S（睡眠時無呼吸症候群）の疑いがある場合に専門医の診察を受ける等必要な措置を図ること等

(2) 筋骨格系の疾患の予防対策

準備運動の日常化、腰痛防止ベルト等の着用及び適正な姿勢を確保等の徹底、船員災害防止協会を活用して予防に関する周知を図ることことにより筋骨格系の疾患の予防対策を推進すること。

(3) 石綿（アスベスト）による健康被害対策、ノロウイルス・新型インフルエンザその他の感染症予防等対策、飲用水の管理及び調理業務に関する指導徹底など適正な衛生管理の推進並びに船員等に対して船員行政ニュース等により情報を提供をすること。

4. 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣等の相違等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員に係る安全衛生対策の推進すること。

5. 海難防止対策等による死傷災害の抑制

次に掲げる対策により海難による死傷災害を抑制すること。

(1) 運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策の実施、運航労務監理官による監査の充実等の着実な実施

(2) 漁船火災による死傷災害を防止するため船舶設備等の保守・整備等を徹底

(3) 操練の実施や船員災害防止協会の実施する生存対策講習（サバイバルトレーニング）

健康教育の徹底、健康診断の受診及び健康相談、保健指導等の利用の促進並びに健康検査の結果や船員の健康状態を把握し、作業環境の整備や適正配置を行うなどの健康管理対策を推進すること。

検査や治療を中心とした対策に加え、自己管理の徹底、組織的な取組の支援によりメタボリックシンドロームの抑制を図ること。

訪船診療、巡回検診車等の積極的な利用を図ること及びS A S（睡眠時無呼吸症候群）の疑いがある場合に専門医の診察を受ける等必要な措置を図ること等

(2) 筋骨格系の疾患の予防対策

準備運動の日常化、腰痛防止ベルト等の着用及び適正な姿勢を確保等の徹底、船員災害防止協会を活用して予防に関する周知を図ることことにより筋骨格系の疾患の予防対策を推進すること。

(3) 石綿（アスベスト）による健康被害対策、ノロウイルス・新型インフルエンザその他の感染症予防等対策、飲用水の管理、調理業務に関する指導徹底など適正な衛生管理の推進及び船員等に対して船員行政ニュース等により情報を提供をすること。

4. 外国人船員に係る安全衛生対策の推進

言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣等の相違等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員に係る安全衛生対策の推進すること。

ング)の受講の推進

6. 船内における労働・生活環境の整備・改善

船内における作業環境の整備等に努めること、清潔な居住区域及び健康で豊かな食事の提供など生活環境を改善すること、衛生管理者や船舶料理士により船内の労働・生活環境を充実させること、AED（自動体外式除細動器）の整備・活用について考慮すること、健康相談、保健指導等メンタルヘルスケアを推進すること並びに適正な労働時間の遵守及び休息時間を確保すること。

7. 船員労働安全衛生月間の実施

基本計画及び実施計画に則り、全国一斉に9月1日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を図ること。

8. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

船員災害防止協会は、ホームページ及び機関誌の充実、訪船指導の積極的な推進、船員災害の発生状況・ヒヤリ・ハット事例等の情報及び資料の収集・整理・提供並びに教材等の整備及び講習会の実施等を推進すること等により事業の充実及び効率化を図ること等

IV その他船員災害の防止に関し重要な事項

船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進、船員災害防止対策推進連絡協議会等の活用及びILO海事労働条約等に係る取組を推進すること。

5. 船内における労働・生活環境の整備・改善

労働時間規制の遵守、船内における作業環境の整備に努めること、居住区域内を清潔するなど生活環境を改善すること並びにAED（自動体外式除細動器）の整備・活用について考慮すること並びに健康相談、保健指導等メンタルヘルスケアを推進すること。

6. 船員労働安全衛生月間の実施

基本計画及び実施計画に則り、全国一斉に9月1日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を図ること。

7. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

船員災害防止協会は、ホームページ及び機関誌の充実、訪船指導の積極的な推進、教材の等の整備及び講習会の実施等を推進すること等により事業の充実及び効率化を図ること等

IV その他船員災害の防止に関し重要な事項

交通政策審議会海事分科会答申を踏まえた施策の推進、船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進、船員災害防止対策推進連絡協議会等の活用及びILO海事労働条約等に係る取組を推進すること。